

プラスチック製品製造業におけるはさまれ巻き込まれ災害の死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
1	19～20	印刷機の版替え作業中にシリンダーを滑らせてインキバットに落としてしまい、慌てて再度シリンダーをチャッキングしようとした際、右手をフランジの中に入れた状態でチャッキング作業をしてしまい、右手の中指と人差し指をシリンダーとチャッキングコーンの間に挟み負傷した。	19～299	100
1	15～16	自動包装機のタイミングベルトが外れてしまったので、最初は手作業でベルトを押し込むように取り付けようとしていたが、中々取り付かなかったので、手動運転させベルトを取り付けようとした際に、右手人差し指の先端を巻き込まれてしまった。	31～99	50
1	19～20	工場内の製造機械で製品を生産中、製品のフィルムが製造機械の巻き取り部で正常に巻きつかず、それを直そうと手で製品のフィルムを巻き付けようとしたところ、左前腕部が製品と共に巻きこまれてしまい、左前腕部と左手首を骨折してしまった。	47～99	50
1	10～11	靴底とアッパーを接着させる為に靴底を軍手をはめて、グラインダーで削っていた時に、回転している先端グリルに右手の中指が巻き込まれた。	24～49	30
1	14～15	作業場で、両手でボタンを押して機械が作動する単発エアプレス機に製品をセットした際、ボタンが肘に当たり、機械が作動してしまい、指先をプレスし負傷した。	45～99	50
1	16～17	現場事務所で指示を受けた作業者が、製品を取ってバックで走行中（5km位）のフォークリフトに気付かず、振り向いた時にフォークリフトと接触し、前輪に右足	22～	100

		先を挟まれた。		299
1	17~18	当社工場内に於いて、引き戸式鉄製扉の取っ手を右手で持ち、扉を引いて閉めていたところ右手が滑り、取っ手から手が離れ、その勢いで閉まった扉の間に右手小指を挟み負傷した。	52	10~29
2	14~15	当社製袋工場内で、外袋を製造する作業工程において、ポリエチレンチューブを製袋機の送り出しローラーにセットする。本来SERVOスイッチをOFF状態（安全装置が働く）にしハンドルを回しローラーを回転させ手動でセット出来るところ、スイッチをON（安全装置解除）の状態ハンドルを回そうとしたが回らず、JOGスイッチ（前後に自動でローラーをゆっくり回転させる）を押しセットしようとした為に、チューブと一緒に手を挟み込み右手を負傷した。	46	30~49
2	15~16	本社作業所にてアイライナー容器のバネを圧縮作業中、容器がずれたため元に戻す際に誤って圧縮機に左手小指を挟まれてしまった。爪半分を損傷（はがれ）、激痛のため身動きがとれず、現認者に至急病院へ搬送してもらった。	49	10~29
2	8~9	第二倉庫にてプラスチック廃材をプレスして針金で結束する機械をリモコン操作をしている時に、針金が出てくる穴の中の異物を除去しようと、左手を入れたところ右手で持っていたリモコンのプレス作動ボタンを誤って押ししまい左手がプレスに挟まれ骨折した。	25	1~9
2	18~19	事業所内において4号機スクリュウフィーダー（タンクから降りてきた原料を加工機に供給する装置）のホッパー（受け皿）に残った原料を右手でかき集めて落とす際、スクリュウまで右手を入れてしまい右手人差し指を負傷したものである。	25	10~29
2	19~20	当社工場内にて、金型置場の金型が、台木（鉄アングル）上で位置がずれていると感じたので金型（約150kg）を動かそうとした時、金型が台木から外れて落下し、当人の右環指を金型と床とで挟まれた。	43	10~29
2	3~4	当社工場内において、1号機ペレタイザーのローラーの横にあった樹脂の塊をはさみで取り除こうとしたところ、はさみがローラーに巻き込まれ、引っ張られ小指が、はさみとガイドに挟まれ右手小指の第一関節と指先の中間あたりを切断した。安全教育また常日頃よりペレタイザーを扱う時は、機械を停止し、電源もオフにすることを徹底していたが、焦って機械を停止しないまま上記作業を行った。	26	10~29

3	9~10	プラスチック（容器）を製造中にノズルボディを冷やすホースから水濡れが発生したので、機械が稼働状態で水濡れを修理しようと手を入れ修理中に、ノズルボディが打ち込んできて手を挟む。	43	~ 29	10
3	14~15	工場内で作業中に、再生樹脂が硬化したカスがラインに落下したため、ライントラブルを防ぐために左手で樹脂カスを払い除けようとした。本来は機械を停止してから作業を行うのだが、あわてて行ったため機械を停止せずに行ったため、着用していた手袋が機械に巻き込まれ、左手中指を負傷した。	60	~ 99	50
3	16~17	派遣先工場内にて、不良品等のプラスチック製品を粉碎し、再利用するための前工程として、帯縄を使用して切断していた。回転する鋸の刃に製品が接触した際に反発が生まれ、その反発で製品を押さえていた手元がずれ、左手中指を巻き込まれて負傷した。	55	~ 29	10
3	13~14	作業中、機械の起動ボタンを押したのと同時に背後から声をかけられ、左に振り向いた時に右手人差し指が機械に挟まれた。なお、ボタンを押してからプレスが下りるまでは3秒である。	42	~ 29	10
3	19~20	被災労働者は、成形作業を行っていた際、成形機表側の粉碎機の中に手を入れランナーを引っ張って取り除いていた。しかし、一度ではうまく取り除けず残っていた為、さらに奥まで手を入れ取り除こうとした時、左手中指が粉碎機の刃に巻き込まれ負傷した。	19	~ 99	50
4	16~ 17	T/Fライン芯材挿入機の内部で芯材が樹脂サッシに正しく入るか、監視業務を行う為、右手で柱につかまり、奥の稼働部を覗き込んでいたところ芯材段取ユニットが動きだし、柱と段取ユニットに腕が挟まれ被災した。	22	~ 999	500
4	10~ 11	工場内加工室で製袋作業中、製袋機のポリオレフィンフィルムを送るためのゴム製ローラーに付着した汚れを取ろうとして右手を伸ばしたとき、機械を停止しないまま作業を行ったため、ローラーとローラーの間に右手小指を挟まれた。	44	~ 49	30
4	12~ 13	3号機工程に設置されている循環ファンベルトにバタツキがあったため、ベルトカバーを外した状態でベルトの点検、調整をしながら試運転を行った。試運転時にバタツキが発生したため運転を停止した。回転が止まる寸前の惰性回転中のベル	43	~ 99	50

		トとプーリーの間に出し挟まれた。		
4	9～ 10	工場内で粉碎作業中に、粉碎機の手を入れてはいけない部分に不注意で指先を入れてしまい、左手の中指の先を損傷した。	32	10 ～ 29
4	13～ 14	バックミラーステー（ミラー取付支柱パイプ）加工ラインにて手動ベンダー機（1980年製）を使用してパイプの曲げ作業を行っていた。パイプをベンダー機にセットする際、金型内に右手を入れてセットを行っていた。その際に突然ベンダー機のパイプ固定部分が動き、金型にセットしたパイプとベンダー機のパイプ固定部分との間に右手を挟まれた。近隣の作業者が本人の知らせを受けベンダー機の解除を行った。（右手が挟まれていたのは30秒ほどである。）	29	100 ～ 299
4	8～9	工場内で機械の清掃をしている時に機械を動かしながら、体を機械の中に入れて清掃し、頭を挟まれてしまった。	38	10 ～ 29
5	20～ 21	ポリエチレンチューブを製造時、巻き取った原反を巻取機から外すため、ハンドリフトの昇降レバーを操作した際に、リフトの後ろにあった塩ビ管とレバーの間に指を挟み、左手中指を負傷した。通常ハンドリフトのレバーは、リフト正面で操作しているが、事故の際は塩ビ管が多数あり正面で操作出来ず、塩ビ管を動かさず、斜め右方向より左手だけで操作したために事故が起きた。	40	10 ～ 29
5	19～ 20	弊社工場内において、プラスチック製電柱キャップの成形作業を行っていた際に取り出しの為ドアを開き、製品を取り出そうとした時、金型の突き出しピンと本体の金型に右手指を挟まれた。	37	10 ～ 29
5	21～ 22	プラスチックフィルム製造過程で、延伸切れトラブルが連続して発生した。トラブルを解消し通紙作業に入った際、低速回転している最終ロールとピンチロールの間に左手人差し指が巻き込まれ、急いで自力にて引き抜いた際、指先の肉が引きちぎれた。	47	50 ～ 99
5	16～ 17	ブロー1号機で製品重量を調整する作業をしていた。右手にハンマー、左手に長さ20cmの鉄棒を持ち、ボルトの頭を叩きながら重量を調整していたときに金型が下りてきて、右手人差し指を挟んだ。	25	30 ～ 49

5	21～ 22	工場内作業場にて、被災者が、同僚と成型機に原反のシートを手で押さえて入れ込む作業中に手を入れ込み過ぎて、誤ってチェーンに左第二指の先を挟んで負傷した。	53	30 ～ 49
5	2～3	工場横の通路で、リフトの運転を交替する際、先に降りてリフトが移動するのを待っていた時に、次の運転者が先に降りた本人との距離を見誤り、安全靴着用済みの左足甲をリフトで乗り越えられてしまった。	36	100 ～ 299
6	10～ 11	残反整理をしていた所に、残反（原反）が転がってきて原反と原反の間に挟まってしまった。	64	10 ～ 29
6	18～ 19	工場内の組立部屋にて、圧入及び自動機検査の作業を実施していたところ、突然圧入機が動作し、下治具と上治具の間に右手人差し指を挟まれてしまった。	50	10 ～ 29
6	18～ 19	当社工場内において、自動車用部品のプラスチック製品（長さ50cm×幅13cm）の成形加工のため、5号プレス機で抜き加工作業中、誤って左手をプレス金型台に入れてしまい、親指を除く4指を骨折したものである。	59	10 ～ 29
6	14～ 15	本社工場内、真空成型機へ金型を固定するために設置スペースへ上半身を入れた時、機械上部の「プラグ」という押さえ装置が下りてきて、頭部から肩の一部までを挟まれた。プラグで首や肩を圧迫されて鎖骨を骨折し、首の前方および後方がミミズ腫れになり、声が出にくくなった。	57	10 ～ 29
7	11～12	整備工場内でコンバイン修理のためコンバインのキャタピラーを取り出す際に右手首をひねった。	19	30 ～ 49
7	22～23	インターの間で、処分場から現場へ戻る途中、前方から鳥が飛んできて避けようとハンドル操作を誤り、追越車線側のコンクリート壁にぶつかった。	28	30 ～ 49
7	10～11	ビニールで梱包されたダンブラシートを加工するために、開封の際にカッターの刃をダンブラシートの溝にしっかりと入れていなかったため、刃がずれてしまい、右	32	50 ～

		手中指を切ってしまった。		99
7	7~8	被災者は長尺ブロックの反転作業を行っていた。両手押しSWで反転をはじめたところ、台に別のブロックがあり当たりそうになったため、SWから手を放した。本来であれば反転が停止するが反転機が停まらず自重で反転した。被災者は咄嗟に手を出し支えようとしたが、支えきれずに2つのブロックのエッジで左手を挟んだ。被災後、左手小指の縫合を実施していたが、縫合部が壊死し皮フ移植が必要になった。	19	300 ~ 499
7	0~1	右記の印刷機のロール部分の略図である。上部の樹脂板貼ってある圧胴ロールの版に汚れがあったため排除しようと、ロールカバーを外して、ウエスで拭いたところ、ウエスの先端が版胴とアニロックスの間に巻き込まれ、右手中指先端部の肉が削がれてしまったもの。（通常はロールの回転を、止めて掃除をするルールを無視して行ったため怪我に至ったものである）	47	30 ~ 49
7	11~12	ラベラーマシンから排出されるボトルがマシン搬出口に詰まったため、咄嗟的にボトルを外そうと左手をカバーの中に入れてしまい、ボトル搬送用の羽根に左薬指の第一関節先をはさまれてしまった。	37	50 ~ 99
7	11~12	掃除用の棒で機械を掃除中、ブラインダーに手を巻き込まれ左手の小指を挟まれた。診断では捻挫と関節脱臼。	47	50 ~ 99
7	8~9	切断機を使っているときに隙間に入ってしまった製品を取ろうとしたときにボタンを押してしまって指を挟まってしまった結果、打撲を負った。場所は本社工場である。	38	30 ~ 49
7	8~9	第2工場の成形ライン7号機にて、製品検査・梱包中、成形カット機に付着したゴミを除去しようと、電源を切らずに作動中の成形カット機に誤って手を差し込んでしまい、刃物と接触し、右手人差し指と親指の先端を切断してしまった。	45	30 ~ 49
7	15~ 16	バルク搬送転換コンベアのチェーンとレールに摩耗粉があったため、清掃・給油を行おうと考え、強制的にチェーンを駆動させながら左手でチェーンを持ち上げ、右手人差し指に潤滑剤を染み込ませたウエスを巻き、清掃と給油をしていた。その際、レールの先端部まで行ってしまい、チェーンとレールの間に右手人差し指先端	51	100 ~ 299

		を挟んだ。		
7	14～ 15	6号シート製造機立ち上げ時、小径ロール表面に結露によって発生した水滴を発見した。発生場所は、シート端部から内側200mm程度の位置であった。規程ではエアガンで吹き飛ばすこととしていたが、早く生産を開始しようと、不織布でロール表面を拭き取ろうとした。その際、不織布がシートとロール間に巻き込まれ（引っ張られ）、その勢いで高温のシートに左手甲側の指が接触し、火傷した。	35	100 ～ 299
7	14～ 15	製造部組立工場内で、コンベアラインのプレス機に位置決め治具を取付け調整を行っていた際に、治具の底に手を当てたままプレス機のスイッチを押してしまい、左手中指・左手人差指が挟まれた。	20	50 ～ 99
7	20～ 21	HIPS製造部2号機巻取機で下巻仕様の製品の手動巻き付け作業中、満巻の巻軸を停止後、シートをカッターナイフで切り、紙管にテープで貼り付け、フットスイッチで巻軸を起動した。しかし、テープが剥がれたため左手を添えたところ、軍手の先から巻軸に巻き込まれて負傷した。	23	100 ～ 299
7	10～ 11	押出機に部品を取り付けようとしたとき、積荷の2ヶ所にワイヤーを掛け、リフトの爪で持ち上げていたが、リフトの爪が柱の梁に当たるため、リフトの爪の位置を変えようと一度積荷を地面に下ろした。その際、積荷が安定しないのでA氏が支えていたが、下ろした拍子に積荷が倒れそうになったため、咄嗟に手を出してしまい、柱と積荷に手を挟まれ、左手薬指を複雑骨折した。	68	30 ～ 49
7	18～ 19	通常作業中、足が滑って躓き、製袋機の回転体に左手を着いたところ、軍手が先に入って行き、手の甲まで回転中に挟まれた。	40	100 ～ 299
7	9～ 10	加工所加工機2号機で、原板台横のチェーンを外し、新品と交換作業中、加工機の電源を切っておらず、原板台のロールが稼働し、チェーン取付部分の歯車に右手小指が巻き込まれたため、慌てて正転から逆転に起動したが、大量の出血と痛みがあった。その際に、右手小指骨折、腱の断裂、皮膚損傷の怪我を負った。	46	1～ 9
	16～	プラスチック製簡易食品容器製造工場、成形工場と出荷場間のシートシャッターレール外れを業者に依頼する前に修理しようと操作電源を切らずに、修理作業を		100

9	17	行っていた際に成形場側より製品ロスを運搬していた作業者が、修理作業に気づかずシートシャッター開ボタンを押した為、シートシャッターが上昇し、左腕を巻き込まれ左下腕を骨折した。	47	～ 299
9	9～ 10	当日は整備作業実施につき、作業を簡便化するため制御盤のドアを人為的に開放していた、攪拌棒の作動スイッチを入れる際、無意識のうちに予備発泡機の開放口に手を置いていたため左手は予備発泡機開放口、右手が作動スイッチという状況になっていた。作動スイッチをオンにしたので攪拌棒が回転を始め、予備発泡機開放口に触れていた左手の人差し指が攪拌棒と予備発泡機の間挟まり巻き込まれ、裂傷及び骨折に至った。	30	～ 49
9	21～ 22	成形室において、射出成形機94号機の金型取り付け作業中に、成形機の金型ガイドバー（タイバー）と金型の間で誤って左手（軍手着用）を入れてしまい、バーと金型に左手親指先端が挟まれた。挟まれた際、とっさに手を引いたが間に合わず、軍手内で親指母指が切断された。	45	～ 299
9	5～6	プラスチック工場にて、成形機でプラスチック製品を成形中、不具合により機械停止、金型内に残っている製品を取り除く為に、右手で製品をつかみ左手で操作ボックスの製品突出し金口を押そうとした、その際に間違えて型締金口を押した為、金型が締め指を挟んでしまった。（安全ドアを開けずに操作してしまった）	22	～ 29
10	8～9	工場内で機械（ABS樹脂粉砕機）内部の打ち出し棒の長さ調整を行おうと、一旦機械を停止して、作業に入ろうとしたところ、余力で回転していた右側鋸刃に左手が僅かに触れてしまい、中指と薬指を裂傷したもの。	59	～ 9
10	9～ 10	工場内にて、ポリエチレンの製袋作業をシーラー機にて行っていた時、機械のプレスが下がり右手中指を挟んだ。挟まれた際に指を引き抜こうとし手を引いたところ、指の爪がはがれ、右手中指の骨にヒビが入り負傷した。	54	～ 29
10	12～ 13	事業所内において、包装用紐を製造する圧着ロール機のフィルムを通すロールの第2、第3ロールの間に左の指を挟まれた。機械は被災者が止めた。社長はこの状況では機械を分解しないと指が抜けないと判断し、機械を壊して指をロールから外した。しかし左手の5指ともに第二関節部位辺を骨折負傷した。（当社は、日頃から昼休みには仕事をしないように何度も注意していた。機械については、ロールを	39	～ 9



		入れるときには必ずスイッチを切ってから作業をするように、など常に声をかけ注意をしていたが、仕事熱心な被災者は日頃の注意を守らず作業をしたため事故につながった。)		
10	12～ 13	CT3号機取り出し工程において、自動機非常停止し、復旧作業を行う為、解除ボタンを押した後回転BOXカバーの上に製品が落ちているのに気づき、自動セレクトスイッチを「自動」から「手動」に切り替え、安全柵内に入り製品を取り除こうとしたところ、取り出しスライドのサーボが原点位置に戻ってきて、取り出アームと回転BOXの間に体を挟まれ右肩脱臼骨折した。原因は、取り出しアームのスライドのサーボが原点に戻った事を確認しないで、安全柵に入ったことである。	59	50 ～ 99
10	10～ 11	製品検査のための工場内で、製品が入った台車を移動する際に、本人の不注意にて台車の車輪に右足が挟まれ、負傷した。痛みがあり、骨にひびが入っていることが判明した。	51	50 ～ 99
10	10～ 11	当社工場内にてプラスチック成型業務を行っていた。その際、成型機の抑え部分（プラスチック素材を固定させる部分）に、誤って両腕を挟み、両腕を負傷（火傷等、挟み傷、しびれ）した。	23	
10	14～ 15	1F作業場の京利製5tプレス機械設置場所でプラスチックフィルムの抜き調整するための試打を行う際に発生した。通常そのテスト用フィルムの長さは10cm以上のものを使用することを徹底していたが、今回は10cm以下の短いものを使用したため型の中に左手人差し指の爪の元より指先までを挟み、創傷する事となった。	71	30 ～ 49
10	11～ 12	工場内で原料の乾燥機（ホッパードライヤー）を手で押して移動中、ホッパードライヤーの足のコマが床のコンクリートの境目に引っかかり転倒した際、右足先親指第一関節を挟み負傷した。	29	10 ～ 29
10	13～ 14	製袋機械で、原反を送り出しに送り込む作業中に、誤って薬指を挟み負傷した。	46	100 ～ 299
11	11～	製袋室で製袋作業の前の原反と次の原反を接続する作業において、作業車が前の原反の最後が所定の位置で止まると思い込みフィルムを掴んだ。ところがフィルムの最後の部分が予想外に所定位置を通過し、ピンチロールに近付いたが手を離すべ	52	10 ～

	12	きところを想定外の事態に気が動転し、そのままフィルムを持ち続け、ピンチロー ルに挟まれ挫創した。		29
11	14~ 15	当社製品（防塵マスク用フィルター）の製造装置の外観検査作業場所で、フィル ターの印字外観検査を行っている時に、印字装置にフィルターが詰まった。印字 装置のカバーにはインターロック機能が付設されているが、カバーを開けずに右手 をカバーの隙間から入れてフィルターを取り除こうとしたところ、右手中指を印字 装置に挟まれ損傷した。	60	50 ~ 99
11	11~ 12	工場内で、機械装置のそばで生産を見守っている時に、上昇するパンチ機内に残さ れた製品を取り出そうと、咄嗟に手を入れたところ、間に合わず、右腕を挟まれて しまったものである。	35	10 ~ 29
11	13~ 14	製袋3号機縦水冷バーで、水冷バー下へテフロンシートの貼り付け作業中、上の水 冷バーと下のゴム台の間で、2人作業を行っていて、1人の作業が完了していな かった。2人でそれぞれの作業をしており、1人が反操作側での作業を行っていた 為に、目視で確認が出来ず、誤ってスタートをしてしまった為、指先を挟まれた。	36	100 ~ 299
12	5~6	被災者は、当社第二工場9号パンチャー機搬送ラインにて製品検査作業を行ってい た。その際に、コンベアー駆動の軸とベルトが空回りをしていて製品が搬送され なかつたため、集積された製品を取り出そうとして左手を伸ばしたとき、裁断後の 製品を集積している集積テーブルが下降し、集積テーブルとコンベアーの間に左手 が挟まってしまい負傷した。	23	100 ~ 299
12	20~21	押出課7棟製造現場で、樹脂製品の生産をスタート中に、製品にねじれが発生した ため、引取機の手前でねじれを矯正していたときに、作業着の袖が引取機に挟ま れ、同時に右手も巻き込まれ、右手中指と人差し指が潰れた。	39	50 ~ 99
12	14~15	当社第3シート工場7号機の巻取機のベルト交換が完了し、カバー取り付け後、 カッターアーム油圧シリンダーと棒を固定しているブラケットが外れて位置がおか しくなった。ブラケットを留めるためにカッターアームを持ち上げた際、ター レット部のガイドロールに胸部が圧迫されて負傷した。	24	100 ~ 299

出典：[https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen\\_pgm/SHISYO\\_FND.aspx](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx)(職場のあんぜんサイト)

Return to : [https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206\\_09.html](https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_09.html)